

人権チェックリスト

令和元年

9月号



カミングアウトとアウティングについて

カミングアウトとは

「カミングアウト (coming-out)」とは、秘密を打ち明けるという意味で使われます。例えばこの言葉は、自身の性的指向や性自認等のセクシャリティを他人に表明するときにも用いられます。当事者の中には、自身のセクシャリティをカミングアウトすることで、「本当の自分を知ってほしい」と思っている人もいます。しかし、「カミングアウトしてもきっと誰にも理解してもらえない」あるいは「カミングアウトすると噂やからかいの対象になるのではないか」と悩んでいる人もいます。

アウティングとは

「アウティング (outing)」とは、個人の秘密を本人の了解を得ずに他人に暴露するという意味で使われます。軽い気持ちや面白半分でアウティングをしてしまったり、相談されたことを受けとめきれずに他人について話してしまう場合もあります。しかし、アウティングは、打ち明けた本人を傷つけ、ときには命さえ奪ってしまうような、重大な人権侵害です。

チェック

カミングアウトするかしないかや、いつ、誰に伝えるかは、当事者本人が決めることであり、周囲の人がカミングアウトを強要してはいけません。また、もしあなたがカミングアウトを受けたなら、それは相手があなたを深く信頼している証拠です。カミングアウトを受けたときは、決して本人の了解なしに他人に話さないようにしましょう。そして、「大切なことを話してくれた」ということを心に留め、本人の気持ちに寄り添いながら話を聴きましょう。

カミングアウト
を強要しない

無断で他人に
話さない

相談者の気持ち
に寄り添う

この姿勢はすべての問題に共通です

<相談窓口>

- ・県人権啓発センター ☎073-421-7830
- ・県庁人権局 ☎073-441-2563
- ・各振興局総務県民課
- ・県精神保健福祉センター ☎073-435-5194
- ・県男女共同参画センター“りいぶる” ☎073-435-5245
- ・県教育庁義務教育課児童生徒支援室 ☎073-422-7000
- ・県教育センター学びの丘 ☎0739-23-1988

※内容に応じて、関係機関等と連携し対応します。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

